

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金交付要綱

第1条（通則）

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付手続については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下規則という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

第2条（目的）

この要綱は、本市第5期介護保険事業計画（以下「第5期計画」という。）における介護保険施設の整備において、昨今の社会経済情勢により整備計画策定時の想定を上回る建築費の高騰による整備の遅れを防ぐために必要な経費について補助を行い、もって市民の福祉サービス向上および同施設の待機者の解消に寄与することを目的とする。

第3条（補助対象事業）

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）第5期計画における整備計画に掲げる、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定により社会福祉法人等が市内に設置する特別養護老人ホームの整備事業（定員30人以上のものに限る。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により開設を行う介護老人保健施設の整備事業、及びこれらに併設される老人短期入所施設と地域交流スペース（防災拠点型）の整備事業。
- （2）第5期計画期間内に東京都の平成25年度（又は平成26年度）老人福祉施設整備費補助金又は東京都介護老人保健施設施設整備費補助金の内示を受けている事業であること。
- （3）前号の内示後、入札を実施し、不調等により契約に至っていないもの。

第4条（交付方法）

本補助金は第5条に掲げる補助の対象となる経費に対する独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金のうち、元金に対して本市が定める額を交付する。

第5条（補助対象経費）

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

第6条（補助金の交付額）

補助金の交付額は、別表に定める基準により算定した額とする。

第7条（補助事業計画の提出）

補助金の交付を受けようとする者は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金補助事業計画書（第1号様式）に関係書類を添えて、入札実施の公表の前までに市長へ提出するものとする。

第8条（補助事業計画の承認）

市長は、第7条に規定する計画書の提出があったときは、その内容を審査し八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金補助事業計画承認通知書（第2号様式）により、当該補助事業計画書の提出者に通知する。

第9条（補助金の交付申請）

補助事業計画書の提出者は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、第7条に計画する工事請負契約の締結後、平成28年3月31日までに市長へ提出するものとする。

第10条（補助金の交付決定）

市長は、第9条に規定する申請があったときは、その内容を審査し八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、第9条の申請を行った者に通知する。

第11条（補助の条件）

市長は、第10条に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

第12条（独立行政法人福祉医療機構との金銭消費貸借契約締結の報告）

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、独立行政法人福祉医療機構との金銭消費貸借契約締結後、速やかに市長へその契約内容について報告をする。

2 補助事業者は、前項による契約締結により、補助金の交付申請額に変更が生じる場合は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金変更交付申請書（第5号様式）により補助金の交付申請額の変更を申請するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し八王子市特別養護老人ホーム

及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金変更決定通知書（第 6 号様式）により、補助事業者に通知する。

第 1 3 条（補助対象事業の計画変更等）

補助事業者は補助対象事業の計画を変更し又は補助対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめ八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金計画変更（廃止）承認申請書（第 7 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金計画変更（廃止）承認書（第 8 号様式）により、前項の申請を行った者に通知する。

3 第 11 条の規定は、前項に規定する承認をする場合について準用する。

第 1 4 条（事故報告等）

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、補助対象事業の遂行が困難となったとき又は独立行政法人福祉医療機構への償還が滞ったときは、遅滞なく八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金事故報告書（第 9 号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助対象事業が完了したとき、補助対象事業が完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときなどは、関係書類を添えて市長に報告をしなければならない。

第 1 5 条（実績報告）

補助事業者は、償還を行った年度又は第 13 条第 2 項に規定する廃止の承認を受けたときの年度の 3 月 31 日までに八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金実績報告書（第 10 号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 1 6 条（是正措置）

補助事業者は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを指示されたときは、当該是正の措置を講じなければならない。

第 1 7 条（補助金の交付額の確定等）

市長は、第 15 条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補

助金の交付額を確定し、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付額確定通知書（第 11 号様式）により、補助事業者に通知する。

第 18 条（補助金の交付請求等）

補助事業者は、前条に規定する補助金の交付額の確定を受けたときは、速やかに八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付請求書（第 12 号様式）により、市長に請求するものとする。ただし、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金と重複して補助を受ける場合は同整備事業補助金の交付を優先する。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは速やかに補助金を交付する。

第 19 条（財産処分の制限）

補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第 20 条（交付決定の取り消し）

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 東京都において、第 3 条第 2 号の補助金内示決定が取消となったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第 16 条に規定する是正措置を講じないとき。
- (6) 第 19 条に規定する財産処分の制限に違反したとき。
- (7) 本補助金の交付が完了する年度までに、補助事業者が補助対象事業の廃止を届出たとき。

第 21 条（補助金の返還）

市長は、第 20 条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消にかかる部分についてすでに補助金を交付している時は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金返還請求書（第 13 号様式）により、返還を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内

に、当該補助金を市長に返還しなければならない。

第22条（暴力団等の排除）

八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号。）に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- 2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書（第14-1・2号様式）により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助事業計画書の提出時に提出させるものとする。

第23条（帳簿等の整理保管）

補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を本補助金の交付が完了した翌年度から5年間保存しておかなければならない。

第24条（調査等）

市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業に関する報告を求め又は関係の帳簿書類その他の物件を調査することができる。

第25条（補則）

この要綱に定めるもののほか、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

<別表>

施設の整備に要する経費

補助対象経費	算定基準
施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）。	当該補助事業計画における第3条第2号の東京都補助金の最初の内示を受けたときの補助対象経費を基本とし、建築費高騰を受けた補助対象経費との差の3/4を上限とする額（1,000円未満を切捨てとする。）。

※補助対象経費は東京都の平成25年度（又は平成26年度）老人福祉施設整備費補助要綱・東京都介護老人保健施設施設整備費補助要綱に準じて認定する。

第1号様式

年 月 日

八王子市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

㊦

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金補助事業計画書

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金の交付申請に先立ち、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて本補助事業計画書を提出します。

記

1 補助金交付見込額 円

2 添付書類

- (1) 補助事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 法人関係書類

第2号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金補助事業計画承認通知書

年 月 日付けで提出のありました補助事業計画書は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり承認いたしますので通知します。

記

1 承認内容

(1) 補助金交付見込額 円

(2) 交付の方法

独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還金元金補助

(3) その他

同要綱第9条に規定する補助金の交付申請において、本補助事業計画と相違する内容の場合は、交付しないことがある。

第3号様式

年 月 日

八王子市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金交付申請書

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金を交付していただきたく、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 工事請負契約関係書類

第4号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金交付決定額

円

(2) 交付の方法

独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還金元金補助

(3) 補助の条件

2 不交付決定

理由

第5号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金変更交付申請書

年 月 日付け 八福い 第 号 により補助金交付決定のあり
ました補助事業については、独立行政法人福祉医療機構と金銭消費貸借契約を締結しまし
たところ、補助金交付決定内容に変更が生じたので、八王子市特別養護老人ホーム及
び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第12条第2項の規
定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 金銭消費貸借契約締結額
- 2 契約締結日
- 3 補助金変更申請後の補助金額等

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付申請額	円
変更後の補助金の増減額	円

- 4 添付書類

第6号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金補助金変更決定通知書

年 月 日付けで補助金変更申請のありました補助金は、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金変更決定後の補助金交付決定額
- 2 補助の条件

第7号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金計画変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け 八福い 第 号 により補助金交付決定のあり
ました補助事業については、事業計画を変更（廃止）したいので、八王子市特別養護老人
ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第13条第
1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画を変更（廃止）する理由
- 2 事業計画の変更内容
- 3 事業計画変更後の補助金額等

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付申請額	円
変更後の補助金の増減額	円

- 4 添付書類

第8号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長 ㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金計画変更（廃止）承認書

年 月 日付けで事業計画の変更（廃止）承認申請のありました補助事業
については、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策
臨時特例補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通
知します。

記

1 承認の内容

2 承認後の補助金交付決定額 円

3 承認の条件

第9号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者
所在地
名称及び代表者氏名

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金事故報告書

年 月 日付け 八福い 第 号により交付決定のありまし
予定の期間内に完了することができない
た補助事業については、 ので、八王子市
事業の遂行が困難になりました
特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要
綱第14条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事故の内容
- 2 今後の遂行の見通し
- 3 添付書類

第10号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金実績報告書

年 月 日付け 八福い 第 号 により交付決定のありました
補助事業の実績について、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建
築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添
えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
うち今年度交付予定額 円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実施報告書

 - (2) 収支決算書

 - (3) その他（実績報告に必要な書類）

第 1 1 号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金交付額確定通知書

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、下記のとおり補助金交付額が確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額

円

第12号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

㊞

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金交付請求書

年 月 日付け 八福い第 号 により交付決定のありました補助金について、八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額	円
2 補助金交付決定額	円
3 補助金受領済額	円
4 補助金未交付額	円

第 1 3 号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊤

八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費
高騰対策臨時特例補助金返還請求書

年 月 日付け 八福い 第 号により交付した補助金については、
八王子市特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設整備事業建築費高騰対策臨時特例補助
金交付要綱第 2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 補助金交付済額 円
- 2 補助金返還請求額 円
- 3 補助金返還期限 年 月 日
- 4 補助金返還理由

表明・確約書

団体用

八王子市長 殿

1. 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（**いたします ・ いたしません**）。
 - (1) 八王子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 同上第3号に規定する暴力団関係者※暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
2. 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（**いたします ・ いたしません**）。
 - (1) 暴力団が経営を支配し、又は実質的に経営に関与している。
 - (2) 暴力団を利用している。
 - (3) 暴力団に資金を提供し、又は便宜を供与している。
 - (4) 役員等が、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 当団体は、この申請をするにあたり、要項等に示された応募の資格について、上記1の各号への該当の有無の確認のため、当団体及び代表者の氏名等について警視庁へ情報を提供することについて同意（**いたします ・ いたしません**）。
4. 当団体は、各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの指定が取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当団体の責任とすることを表明・確約（**いたします ・ いたしません**）。

平成 年 月 日

団体名

所在地

代表者 役職

氏名

印

（署名）

(注) 必ず代表者本人が自書で、1から4までの各項目末尾の（**いたします ・ いたしません**）を○で囲み、代表者署名欄に署名してください。団体名、所在地欄については、ゴム印等でも結構です。団体名・代表者署名には、必ずフリガナをお願いします。

表明・確約書

八王子市長 殿

1. 私は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。
 (1) 八王子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
 (2) 同上第3号に規定する暴力団関係者
 ※暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
2. 私は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。
 (1) 暴力団を利用している。
 (2) 暴力団に資金を提供し、又は便宜を供与している。
 (3) 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 私は、この申請をするにあたり、要項等に示された応募の資格について、上記1の各号への該当の有無の確認のため、私の氏名等について警視庁へ情報を提供することについて同意（ **いたします ・ いたしません** ）。
4. 私は、各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの指定が取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。

平成 年 月 日

住 所

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

氏 名
(署名) 役職 氏 名 ⑩

団 体 名

(注) 必ず本人が自書で、1から4までの各項目末尾の（ **いたします ・ いたしません** ）を○で囲み、署名欄に署名してください。団体名については、ゴム印等でも結構です。団体名・署名には、必ずフリガナをお願いします。